

令和8年第2回仁淀川町議会定例会会議録（第3号）

令和8年3月6日（金曜日）

10時00分開議

13時48分閉会

出席議員（10名）

1番 議員	竹本文直	2番 議員	大石邦廣
3番 〃	藤崎源彦	4番 〃	古田智子
5番 〃	大野弘	6番 〃	岡田良成
7番 〃	野村安夫	8番 〃	片岡智準
9番 〃	藤原大	10番 〃	若藤敏久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	片岡信博	副 町 長	下久保 幹 夫
総務課長	大石浩平	企画振興課長	荒木 紀 和
農林課長	奥田 誠	町民課長	片岡 永 吾
医療保険課長	西森秀成	健康福祉課長	日浦 けさお
建設課長	神岡孝司	会計管理者兼出納室長	福原 和 美
教育次長	吉川 毅	仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片岡 龍 也
池川総合支所長兼池川地域課長	井上 健 一		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	鎌倉和幸	書 記	田村沙織
--------	------	-----	------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

それでは、これより議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

議案第3号についての質疑を許可します。質疑はありますか。竹本文直君。

○1番 仁淀川町犯罪被害者等支援条例を制定するということですが、これ、全国的に犯罪被害者の救済が問題になっているというのは報道等でも理解しております。

そこで、1つ質問なんです、町の責務の4条の2項に、町は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の整備を行うものとするということになっておりますが、これの具体的な内容、どのような組織をつかって、窓口はどこで、そういう犯罪被害者が出ないことが一番ですけど、もし出た場合には、そういうところを明確にしておかないと、もしあったときには困るんじゃないかなというふうに思うんです。そのところを1つ説明してください。

○議長 大石総務課長、答弁。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

この窓口につきましては、総務課が行う予定にしております。総務課で内容を聞き、例えば保健衛生的なことで悩むのであれば、保健師につないだり、あと、住宅の面で必要ということであれば、公営住宅、それは町民課につなぐということとか、あと、こうち被害者支援センターというものがございますので、そこは専門の相談員等を構えている場所でございますので、そこへの橋渡しなどを想定しております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○1番 ということは、庁内にはそういう専門の組織みたいなものはつくらないということでしょうかね。

これネットで今調べて、自治体の主な役割ということの中で、総合的な相談窓口の設置、そして経済的支援、一時保護、住居の提供、情報提供・周知、関係機関との連携というようなことが主な役割ということで、ネットで検索するとこういうのが出てくるんですが、

そしたら、もしそういう被害者が出た場合、総務課が受け付けて、これ疑うわけやないけど、どういうことに困っているかいうのをもちろん聞き取りをして、それが本当なのかどうなのかということ判断する部署が私は要りませんかというふうに思うんです。

そこの辺りをこれからじっくり考えていただいて、やっぱり専門的な見識のある方々に、役場の職員がそれをするんじゃないくて、協議をしてもらうというような組織が要ると私は思いますので、ひとつ検討をよろしく。

○議長 大石総務課長、答弁。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

相談内容につきましても、犯罪も多種多様化しておりますので、いろんな被害というか、悩みが想定されるわけです。そこは、この条例制定につきましては、高知県警のほうも力を入れて各市町村に条例化を進めておりますので、県警、ここで言えば佐川警察署であるとか、あと、先ほど言いましたこうち被害者支援センターに専門員がおりますので、そこの方と連携を取って、アドバイスを頂きながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第3号の質疑を終結します。

議案第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第4号の質疑を終結します。

議案第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第5号の質疑を終結します。

議案第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第6号の質疑を終結します。

議案第7号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○1番 多目的広場を条例に追加して、1時間1,000円の利用料を頂くという内容になっていますけど、この多目的広場というのは一体どこを指しますか。

○議長 荒木企画課長、答弁。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

場所はムカイクラフトビールの一段上の位置に当たります。そのさらに上におトイレ、それから駐車場があります。ちょうどその間の区画の部分を整備いたしまして、広場を設けたところでございます。もう整備は済んでいます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 その広場はどういう形で利用するんです。

○議長 荒木企画課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

多目的広場ですので、借りたい方の内容によってはすごく変わってはくると思うんですけども、地元のしもなの郷としても活用していきたいと考えておられまして、例えばムカイクラフトビールのところでお客さんが大勢来るとかというようなときに、そこにキッチンカーを構えてそれを拡充するとか、あとは、テントサウナとかいうのが最近あるようですけども、そういったことも想定の中に入っているようにお伺いしております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。古田智子君。

○4番 ありがとうございます。この利用料金1,000円ということなんですが、この1,000円というのは、どのような考え方でこの金額に決まったのか。と申しますのは、これで収益がちゃんと出るレベルなのか。利用客ですとか、季節ごとの利用数の変動などを鑑みまして、この1,000円という金額が、収益を確保する、あるいは、利益が出なくても、赤字が出ない程度に維持できる、その金額なのかどうか、そこが知りたく存じます。教えてください。

以上です。

○議長 荒木企画課長、答弁。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

1,000円といいますのは、一番には、ここのしもなの郷の関係につきましては、条例の中に幾つか場所ごとの使用料金を記載しております。そういったところと見比べてといいますか、鑑みまして、一応1,000円ぐらいが妥当ではないかということで、それが決め手ということになっております。

○議長 古田智子君。

○4番 ありがとうございます。1,000円ぐらいが妥当というお話だったんですけども、お伺いしたいのは、その妥当性をどのような基準や指標、考え方で導き出したのか。条例

に金額が規定されているのは当然存じ上げておりますので、そこを質問をしたかったということで、申し訳ありません。質問の仕方が悪かったですね。お答えいただければ幸いです。

以上です。

○議長 荒木企画課長。

○荒木企画振興課長 しもなの郷の関連施設におきましては、例えば体育館につきましては、多目的室1時間1,000円、調理実習室1時間1,000円、和室、パソコン室1時間1,000円ということで、現在そういう設定しております。そういうことで、今回の場所も1時間1,000円ということで設定しております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。藤原大君。

○9番 先ほどの答弁の中で整備したと言っていたと思うんですが、整備は完了しているということなんですが、工事費大体どれぐらいかかったのか。教えてもらえたら、1時間当たりの使用料も出てくるのではないかなと思うんですが。

○議長 荒木課長、答弁。

○荒木企画振興課長 申し訳ございません。今現在、工事費用の資料をちょっと試算しておりませんので、すぐにはお答えできません。

○議長 ちょっと休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時12分 再開

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第7号の質疑を終結します。

議案第8号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第8号の質疑を終結します。

議案第9号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第9号の質疑を終結します。

議案第10号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第10号の質疑を終結します。
議案第11号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第11号の質疑を終結します。
議案第12号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第12号の質疑を終結します。
議案第13号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第13号の質疑を終結します。
議案第14号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第14号の質疑を終結します。
議案第15号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。岡田良成君。

○6番 予算の中で、一般会計の総務費、2款、この中で、委託料の中で、代行委託料と、
こう書いておりますけども、この内容についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長 執行部の答弁を求めます。荒木企画課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

当初予算書62ページ、12委託料、代行委託料899万4,000円のことだと思われませんが、こ
のことにつきましては、ふるさと納税に係る業者への代行委託料ということになっており
ます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。岡田良成君。

○6番 それと、教育費、9款、この中で、事務局費と書いてますが、7節の報償費72万、
それから旅費ですね、8節の、この説明をお願いしたいと思います。

○議長 吉川教育次長、答弁。

○吉川教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

予算書の116ページ目、教育費の事務局費、ここにおける報償費の委員謝礼ですが、この
委員謝礼の多くは学校再編に係る準備委員会の委員への報酬、先ほどのご質問の旅費につ
いても、その委員への費用弁償の旅費の金額になってきます。それが主になります。この
予算のほうは、予算を計上していく時点では、中学校統合という話でしたので、その準備

委員会になるのではないかと考えておりましたが、今回の3月議会定例会で、町長が小中一貫校を進めていくという方針になりましたので、今後はこの委員謝礼は、小中一貫校準備の委員会への報酬ということになっていくのではないかとと思われます。

ただし、この執行については、どのような形になるかは分かりませんが、地域の方への説明などして、委員会の立ち上げへ進んでいくのではないかと現時点では考えております。以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。岡田君。

○6番 今、話の中では、小中一貫校、今、町長が提示をされました。ところが、この予算については、その以前にやっているものだと思うんですね。だから、今、そのことについては、前は中学校が1校、小学校が2校と、こういうことでこういう予算組みをしたと思うわけですが、今、次長のほうからは、こういうことになるんじゃないかというお話がありましたけども、これは町長が今、方向転換をして、小学校は小中一貫校と、こういうことに転換をされました。このときには、この時点では、中学校1校、小学校2校という予算取りをしていたと思うんですが、やはりこの中で明記をして、予算書ですから、金の使い道がどうだというんじゃなくて、やはり道をつけて、このときは一貫校で、2校であると。中学校1校であると。今変わったんだから、小中一貫校の予算であると。明確な、これ予算書ですから、こうなるだろうじゃなくて、もう予算書ですからね。その時点でやった予算ですから、きちっとした明記をすべきだと思うんです。

それともう1点、関連でありますけど、議長、よろしくお願いします。今、一貫校について、昨日からの議員さんの一般質問、いろんなのありました。私は、小学校、中学校の一貫校はぜひやるべきだということで、12月の議会の過疎計画の話を申し上げました。他の議員さんは、今、町長が公約に申し上げたとおりの執行をするべきだということで議論をされました。この議論については、今、争点になりました選挙戦、町長のね。前町長は小中一貫校と。そしてまた、今の現職の町長は、先ほど申し上げたようなことで選挙戦に入りました。そしてまた、これまでの中の議論ではいろいろと論議をされてまいりました。

そういう経過の中で、昨日の話の中では、町長は次長のときから一貫校ですべきであったと、こういう話もありました。そして公約には、先ほど申し上げたような公約で当選されました。

そういう中で、町長がいつそういう思いに変わられたのか。今、新聞紙上、そしてまた議会の説明の中では、前は、町長の言い分に沿った議員さんが2名落選された。今回は

2名が入られた。だから、これは議会では通らんだらうということで方向転換をしたように思うわけですが、繰り返すことではありませんけども、やはり町長選による公約、公約を変換をするのであれば、町民に分かりやすく、なぜ変わったということを、私は明確な答弁を聞きたい。

これから町長については、長いことやってもらう将来のことありますので、ただうやむやに、議会が替わったから、両輪のごとくいかないかん、だから変わったじゃなくて、自分はこう思ったけど、こういうことで変わったということを明確に、私は答弁をお願いしたい。

これは町民に対して、昨日も町民から電話がありました。えらい随分変わったけど、どんなことですかと。そしてまた、教育長の問題についても電話がありました。関連でありますけども、申し上げますけども、今、私は、小中一貫校にするという話は10日ぐらい前に初めてお聞きをしました。驚きました。その後、教育長の問題が重ねて話があったように思うんです。

私は今、町長として、これからの町長、仁淀川町の行政引っ張っていく町長ですので、変わった理由を、議会がこうだったからこうなったというんじゃないで、私は、今日も新聞に出ておりましたけども、今切り抜いておりますが、やっぱり町長がこれだけの方向転換をしたということについて、自分の理念、信念、これから町民に説明しなきゃいかんでしょう。そしてまた、6人が町長の意向に沿った中学校1校、小学校2校ということで、去年の12月ですよ、こういう採決を採りました。

○議長 岡田君、質問は簡潔明瞭をお願いいたします。何度も繰り返さんように。

○6番 だから、初めにお断りはしています。だから、話の流れを知らなければ分からない。だから、私はやっぱり町長としてこれから行政引っ張ってもらいたい。だから、明確に、議会が替わったからこうじゃなくて、自分の信念、信条をお聞かせを願いたいように思います。

今、先ほど言ったとおり、予算の編成ですね、組み方、これについては、今、明確に、一貫校にするということで町長は明言をしていますので、ここの語尾も、前の予算書でこうあったからじゃなくて、語尾もちゃんと変えてもらいたい。ということは、私は今の行政のやり方についてはまだ信用しかねるところありますので、その1点と町長の答弁をお願いします。

○議長 今の岡田議員の質問の大半は片岡町長に向けた質問でありますので、何で方向転

換したのかということ、昨日も言ったと思いますけど、もう一度今ここで、二度とああいう質問が来ないように、的確な答弁をお願いいたします。片岡町長、答弁。

○町長 公約のほうは、小学校2つを残し、中学校のみというふうに掲げて当選をさせていただきました。町長就任から6か月、様々なご意見のほうは私の耳にも届いておりました。いつかは小学校も小中一貫校にするということも、委員の皆様と同じような考えでありました。

教育委員会次長のときは、事務職でございますので、お仕える町長、教育長の方針に従って地区でも説明をさせていただきました。そのときも、いずれは小中一貫校というふうなことを、そのときは小学校は残す、中学校だけ統合というふうな気持ちでありましたが、私としては、町長のお考えのもと、小中一貫校ということで、事務職としてお仕えるので、説明をさせていただきました。

町長選挙のときの公約は、小学校は残して、中学校を統合するというので、私のありのままの気持ちのまま選挙戦を戦わせていただきました。それで、町長就任後、6か月、出生者数の毎年15人の現状は回復するような見込みも現時点ではございません。ですが、複式学級の解消、発達障害のお子様の親御さんのお気持ち、また、この議会に向けて議員さんとお話する中で、小中一貫校を建てるにも、中学校だけを建てるにも、5年の歳月が必要です。そのためには、予算を投資し、建築進めていく必要がございます。

議員さんの皆様は、住民さんから選ばれた方でもあります。その執行部と議員さんが両輪になって、仁淀川町の未来、そして子供たちのために前進させるには、私が公約を固持するのは非常によろしくないという判断で、苦渋の決断で、小中一貫校にさせていただきました。やはり小中一貫校をいずれはと思っている皆様も、産業振興、地域振興も両輪で進めていく必要があります。ぜひここにいらっしゃる議員さんのご意見を執行部のほうに頂いて、教育だけでなく、産業振興もしっかりと進めていき、仁淀川町を誇れる町にしたいと思っております。

以上でございます。

○議長 大石総務課長、答弁。

○大石総務課長 予算書にもう少し細かく記載してほしいというご意見頂きましたが、詳細載せれば載せるほど、かなりの数の事業がございますので、なかなか現状では難しい状況でございますので、今後につきましては、全員協議会での当初予算の精査などで詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

あと、先ほど小中一貫校の話をご町長されましたが、来月の4月中旬以降に早期に区長会を3か所で開きまして、町長の小中一貫校に変更したという話を区長の皆様にお伝えして、また意見を頂きたいと考えております。

○議長 岡田君、3遍済んだんで、ほかの議員さんの意見を聞いてから、最後に、それが終わったらもう1回機会を与えますので。

ほかの議員さん方、ご意見はありませんか。古田智子君。

○4番 ありがとうございます。今回、町長がご英断されて、小中の小学校と中学校を統合する一貫校ということでかじを切られたということに伴いまして、当初予算のどの部分がどのように変わるのか、そこを何らかの形で明確にさせていただくと、町民の方も我々議員もそれで納得するとか、理解が深まる部分も多いと思うんですが、多分、岡田議員はその辺りのところも疑問に思っただけのご質問だったのかなと思っておりますが、要は、変わる部分はどこなのか、変わるとしたらどう変わるのか、そんなところを、今日すぐではなくてもよいので、明確にすべきと考えますが、そこはいかがでしょうか。

以上です。

○議長 吉川次長、答弁。

○吉川教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

予算書として、今回の政策変更といいますか、変わるころはございません。先ほどの岡田議員のご質問と併せてちょっとお答えさせていただきたいんですけども、予算自体は1つ1つの事業の積み上げでございます。今回、岡田議員からご質問あった箇所は、学校再編に関する箇所でした。それ以外にはないわけですけども、これはあくまでも学校再編の準備を進めるということでの委員会ですので、積み上げの時点では、中学校統合、小学校を残すという、中学校統合の準備委員会の費用になっていくのかなというところでしたが、方針転換ということになりますので、今後は小中一貫校の準備ということになるかと思っております。

あと、補足みたいになります。先ほど岡田議員から私の説明で最後だろうと、そのようなことでは駄目じゃないかというお話でございましたが、その辺のところは、新しい教育長の就任であるとか、また、総合教育会議で町長と教育委員との、まだいわゆる全体の方針調整というのが終わってない段階です。私にとっては3人の教育委員は上司に当たります。私の立場ではそのような答えようしかできないというところでありまして、先ほどの説明にあるようなところを含みのあるものになりまして、申し訳ございませんでした。

○議長 暫時の間休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉川次長、いま一度答弁をお願いいたします。

○吉川教育次長 質問にお答えさせていただきます。

予算書で変わるところはありません。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。藤原大君。

○9番 58ページの総務費、財産管理ですが、16節、土地購入費1,145万円はふれあい公園、土地家屋購入費216万7,000円が、森地区、農本商店横の大野直孝邸とお伺いしておりますが、面積やったり、あと利活用の方法は確定したのでしょうか。

○議長 荒木企画課長、答弁。

○荒木企画振興課長 土地家屋購入費216万7,000円、ご指摘のとおり大野直孝邸でございます。この分の購入費用でございます。この件につきましては、今までの議会等で面積等もご答弁をさせていただいたわけですが、今日ちょっと持ち合わせでございません。

それで、ここの利活用につきましては、今後、この案が承認された後に、日にちははっきりはしておりませんが、できるだけ早い段階で地域の方々にもご意見をお伺いして、決めていきたいというふうに考えております。

○議長 藤原大君。

○9番 まず購入する前に地域にお伺いを立てて、利用方法が決まってから購入しないと、ほかの土地でもありましたが、購入したはいいが使い道が決まっていない物件が多くあると思います。どうか順番を考え直してもらいたいと思います。

○議長 荒木課長、答弁。

○荒木企画振興課長 この件につきましては、本人さんが売ってもいいよというふうに町のほうに言っていたタイミングを逃したくないという思いもございましたし、以前の議会の中でも土地購入だけはご了承いただきたいというふうにご説明差し上げて、了承していただいたものと考えております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 そしたら、質問をさせていただきます。

まず、58ページですが、下名野川の地域集会所の駐車場の整備ということで660万組んでいます。これは、今、改良された道路と集会所の間だと思うんですが、面積と、何台ぐらい置けるのか、その辺を教えてください。

それから次に、民生費の72ページの業務委託料の内訳だと思うんですが、その中で、重層的支援体制整備事業費1,073万6,000円ぐらい組んでおると思いますが、その内訳。

それと、教育委員会のほうで、町の保育所2か所、それから認定こども園があるんですが、その園児数をちょっと教えていただきたいと思います。

そして、農林課のページ100ページ、高性能林業機械購入が4,451万6,000円ぐらい組んでおります。その、全部で5台ぐらいと言いつたんですが、これの、クラッシャーとか、トラック2台とか、たしか言いつたと思うんですが、その行き先が決まっているのか、買ってから行き先を決めるのか、その辺もお伺いします。

そして、教員住宅の改修というのがあったと思うんですが、その中で、今、教員住宅が何戸あって、その利用状況を教えていただきたいと思います。

そして、町営の住宅もあると思うんですが、空き部屋もかなりありますが、その、大体で構いませんけども、利用率を教えていただきたいと思います。

そして、関連ですけども、昨日のフレイルの場所の移転等について、交流センターのほうへ移転するとたしかおっしゃいました。しかし、管理をしている商工会の会長さんが全然そういう話は聞いてないというような話を聞きました。今日の新聞によると、今後、相談していくと。妙に手順が逆じゃないかなというように思ったんですが、その辺よろしく願いをいたします。

○議長 大石総務課長、答弁。

○大石総務課長 まず、2款財産管理費での下名野川地域集会所駐車場整備でございますが、申し訳ございません。詳細な面積がちょっと今この場で分かりかねますが、駐車台数は、4台駐車可能でございます。場所は旧道側になります。旧道側の地域集会所の下手寄りになります。そこに駐車場と、あとは、地区と相談する必要もあるんですが、自主防災組織の倉庫などの移転も地域のほうは考えられているみたいでございます。

以上です。

○議長 日浦健康福祉課長、答弁。

○日浦健康福祉課長 ご質問にお答えします。

民生費、社会福祉費の12節委託料の中の重層的支援体制整備事業の詳細ですが、これは

新規事業3つの事業を行っていただく社協の正職員2名に対する人件費になっております。

以上です。

○議長 片岡町民課長、答弁。

○片岡町民課長 ご質問にお答えします。

町営住宅の入居状況でございます。町内全域で194世帯が入れるようになっておりますが、そのうち176世帯が入っております。残りの18世帯が空室となっております、入居率は約91%ということになっております。

以上であります。

○議長 吉川教育次長、答弁。

○吉川教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

保育所、こども園の園児数についてですが、保育の場合は学校と違って異動が多いので、ちょっと明確な数字を忘れたんですけれども、現在の園児数が94名前後であったと思います。

なお、令和8年度の園児数のほうは、教育委員会の行政報告でもお話しさせていただきましたが、78名の予定でございます。

そのほか、教員住宅についてですが、池川の教員住宅のほうが6棟、川口の教員住宅のほうも6棟、名野川教員住宅が4棟、あと川渡にも教員住宅がありまして、こちらは5棟になっています。利用状況については、半分よりはやや下回るという状態での入居者がいます。

以上です。

○議長 大野弘君。

○5番 この住宅なんですが、川渡なんかはかなり老朽化して、これは県の所有、町の所有です。町ではない。かなり老朽化もしゅうんで、危ない面もあろうと思いますので、もう本当に使わないところについては、今後、取壊し等も検討してはどうかなど。そして、住宅の改修、改修というか、移住者とか、そういう方にそういうのも貸すとか、取り壊した後、町民の方で家を建てる、そういう利用があれば、購入というか、販売をして、できるだけ宅地化していくのも道かなと思います。

それから、フレイルについては、別に聞いてなかったんやけど、後で構いません。

まだクラッシャーのやつも聞いてなかったね。よろしく。

○議長 奥田農林課長、答弁。

○奥田農林課長 ご質問のありました高性能林業機械についてご説明をさせていただきます。

予算書100ページの高性能林業機械、5台導入を検討させていただいております。このうち、行き先はということですが、5台とも行き先が決まっております。希望される事業体が決まっております。まず最初に、ブラッシュクラッシャーの機械に関しましては木こり屋さん、次に、林地残材搬出用の箱ダンプに関しましてはつものやま林業さん、そして、林地残材を運び出すための特殊な機械ですが、ロングリーチグラップル、あとコンテナ車、それとフォワーダに関しましては、3台とも仁淀川林産協同組合への導入を計画しております。仁淀川林産に関しましては、導入した機械を組合員にリース、貸し出していく、利用していく時期等を検討しながら貸出しをしていくという検討で導入を計画しております。

以上です。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 フレイルの活動を地域集会所から交流センターへということで、昨日お話をさせていただきました。指定管理は、交流センター指定管理先の商工会の会長のほうに私のほうから、昨夜連絡、報告をさせていただいております。その際は、快諾、了承を頂いております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 先ほども言うたように、手順が後手後手でいきゆうような気がします。それと、小学校の、保育所の上の問題についても、本当に皆と相談してやりようかなというように不信感を持たざるを得ません。もう少し透明感のあるやり方をお願いします。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。竹本文直君。

○1番 私は予算書の、個別じゃなしに、収入面でお話をさせてもらいたいと思います。

この予算書を見ても、自主財源、いわゆる仁淀川町が独自で使える財源は非常に少ないです。それをいかに増やすかということが非常に大切になってくると思うんですが、昨日の一般質問にもありましたふるさと納税、これが一番手っ取り早い税收方法、そしてもう1つが鉱産税、日鉄山の鉱山から税金を頂いているんですが、これがたばこ税よりも少ないんです。毎年そうです。

前々町長、大石町長のときに、これの増額をお願いしないかというお話をさせていただ

きました。ところが、これは法律でこの税率は幾らに下さいということが法律で決まっているのではなしに、紳士協定のようなものだというふうなお話がありまして、なかなか話しづらいといったような内容の答弁だったと記憶しておりますが、ただ、その当時に私が、南国市、須崎市、同じ石灰岩が産業です。そこの税率を調べたときは、仁淀川町の数倍なんです。

今どうなっているかは定かではありませんが、やっぱり日鉄鉱業さんがあそこで採掘をして、日本でも一、二を争う鉱山ですので、非常に地域の住民にとっても、地域活性化などにとっても非常にありがたいことなんですけれども、その鉱山を運営する上で、道路とか水道とかのインフラ整備は町がやっているんですね。道路はもちろんですけど、水道のほうは、社員社宅の水道も町が整備をしてやっていると思います。ですから、恐らくもう何十年も同じ単価でやってこられたと思うんですけど、もうそろそろお願いをしてもどうかかなというふうに思います。

それと、ふるさと納税は、昨日の一般質問にもありましたように、非常に、言ったら悪いけど、恥ずかしい数字です。昨年度は1,960万円、僅か。おととしに比べて、まだマイナス20万ということで、非常に少ないです。このうちから先ほどの業務委託料を払うと、使えるところは本当に1,000万ないですよ。町が使えるところは。そうじゃなしに、やっぱりそれを増やしていくことが必要やと思う。

そこで提案ですが、以前から提案してきました専任の職員を置いて、民間業者に委託するのではなく、町が主導権を持った形での返礼品の選定とか、開拓とか、そういうところを専門にやる部署をつくってやっていただきたい。

これは大昔の話になりますが、私は仁淀ブルーで育ったアユを返礼品として採用せんかよという提案をしたことがあります。当時の町長は、生ものは危ないから駄目だということでしたが、その案を隣の越知町が採用しました。ところが、もういきなり8倍です。越知町は。非常に悔しい思いした覚えがあります。ぜひその辺りをじっくりと検討して、前へ進めていただいて、自前で使えるお金を増やすよう、努力をしておきたい。

以上です。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 私も鉱産税が市町村の紳士協定というのを今初めて知りまして、年間3,000万というふうなことで、地方税法の絡みで上限税率というのがあるんですけど、そこが引っかかっているのかなというのを勝手に思っていたんですが、今お話を聞きましたので、日鉄鉱業

さんとは再々お話する機会がございます。日本国内で日鉄鉱業の産出量の約7割が鳥形山から産出されているという話も聞いておりますので、せっかく上場企業が仁淀川町内にありますので、ふるさと納税じゃなくて、法人のふるさと納税とか、そういうふうな形で何とかできないかなというふうなことでお話させていただいて、また、鉱産税についてもお話をさせていただきます。

あと、ふるさと納税の専任というふうなこと、こちらのほうは人員配置等もありますが、やはり専任を置いたら確実に効果も上がっているというようなことも分かっておりますし、また、ふるさと納税額が上がれば自主財源が増えるというふうな仕組みも分かっておりますので、ここは仁淀川町の住民さんも潤し、私どもにとっても非常にいいというふうなことで、町長就任のときからここは伸び代がある分野というふうなことは分かっておりますので、しっかりとふるさと納税と鉱産税のほうは増額するように頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 少し補足をさせていただきますと、ちょっと時期は忘れたんですが、日鉄鉱業さんのほうから負担つき寄附を頂いて、そのときに議会の議決も頂いたと記憶しておりますが、そのときには、町道泉線の改良工事に充当するというので寄附を頂いておりますので、そういったところで、町のインフラ整備などの話も今後していけたらなと考えておりますし、また、鉱産税以外にも、多額の償却資産も納税されておりますので、本当にありがたい次第でございます。

以上です。

○議長 ほかに。藤原大君。

○9番 3回目の質問の前に、議長にお願いがありますが、直孝さんの土地の件の書類は今手元にないということなので、先ほどのしもなの郷の駐車場の件と併せて、後で一緒に質問させてもらえたらなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長 了解です。

ほかに質疑はありませんか。古田智子君。

○4番 ありがとうございます。予算書の58ページです。1項総務管理費、4目財産管理費の14節工事請負費のところ、申し訳ありません、一昨日、ちょっと話に出ました本庁舎部分改修工事費300万円ですね、これが観光協会移転のための改修という理解だったんですけれども、今の観光協会は交流センターの2階にございますと。そこから本庁舎に移転

をする、300万円の工事費をかけて移転するだけの、その妥当な理由、もう一度ちょっとご説明いただきたいというのが1点。

そしてもう1点は、今、交流センターの2階に観光協会入っているんですけども、その空いたスペースにはフレイルNPOさんが入るという理解でよろしかったか。ちょっとこの2点、再度確認をさせていただきます。

以上です。

○議長 荒木企画課長、答弁。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

かねてより私どもの企画振興課にも観光の担当がございます。また、別に町の観光協会がございますわけですが、いろんな面で連携を取って仕事をやらせていただいております。やはり場所がちょっと遠くなりますと連携がしにくいということがまず第一点でございます。やはり同じ庁舎内に職員がおりますと、その連携が密になるというようなこともございますし、もう1点は、電話の対応もでございます。

例えば内線等で観光のご質問等がありました際に、職員が必ず、担当職員がいるわけでもございませんので、そうなりますと、観光協会のほうに答えていただくというケースもあるわけですが、内線等がございましたらすぐに対応できるんですが、どうしても外部のところに、役場の職員がいないというところにはなかなか内線も飛ばせれないというような事情もございまして、すぐに連携を取って対応ができるということも利点でございます。

それから、土日の対応もでございます。これにつきましては、ご質問もあったわけですが、今現在、土日は観光協会さんのほうでは業務はしてないわけですが、以前はやっていただいております。ですので、今後につきましても、以前の体制を整えば、土日もやっていただきたいというのは常にお願しているところですので、そういった部分での土日の対応、観光客への対応というのも町でできるのではないかと考えています。大体、問合せ等は結構役場のほうに直接来ることが多いと認識しておりますので、そういった部分でも対応がもっとスムーズになるのではないかなと考えております。

それから、空いたスペースのお話ですけども、私から確定的なことは言えませんが、やはりフレイルサポート仁淀川さんという部分が濃厚ではないかなと考えております。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 補足をさせていただきます。

まず、今ある商工会の場所から本庁舎に移すのは、やはり観光客の方に非常に、本庁舎では駐車場もどこに置いたらいいか分かりやすいですし、入りやすいというふうなことで、そちらのほうに移転をというふうなことで指示をさせていただきました。

また、観光協会が出ていった後の交流センター跡なんですが、月曜日と木曜日がフレイルサポーターの方が集まってハツラツツというふうなことをやられています。そのときに、大体50人ぐらい、午前と午後の方が集まって共食というのをされていますので、月曜日と木曜日は共食に使います。それ以外のときは、ほかの住民さんがくつろいでいただけるようなスペースということで、例えば子供の方が、上には図書室もありますので、住民さんのほうに使っていただければ、非常に建物が有効利用できるというふうなことを考えております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。片岡智準君。

○8番 2款総務費の、ページで言うたら63ページ、18の仁淀川町集落活動センターの関係でちょっとお尋ねしたいんですけども、よろしいでしょうか。当時の説明では、オリーブの育成事業云々ということで説明を精査のとき聞いております。その際に、仁淀川町集落活動センターの説明、オリーブ育成事業云々ということで聞いたんですけど、聞き間違いやったら聞き間違いで結構と思うんですけど、この集落活動センターの、どこにつくって、その推進部隊というか、推進責任者、それはどなたがされるのかなということをちょっとお尋ねします。まず1点目、それで結構です。

○議長 荒木課長、答弁。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

これは別枝地区で既にもう立ち上がっております集落活動センターの事業となっております。

以上でございます。

○議長 古田さん、2回らしいんで、3回目、もう一度。今2回らしいんで、3回目を。

○4番 ありがとうございます。それでは、3回目ということで、これ最後。荒木課長、先ほどの答弁で、土日の観光協会を開くということで、今まで閉まっているので、土日開けてほしいということを町が再三観光協会に申し入れたというような答弁だったんですけど、私、3年間観光協会の顧問をやっている中で、そのような事実は一回もありませんでした。食い違っていますよね。

昨年、あまりにも土日を開けてほしいという声に対して、観光協会も町も動かないので、私、緻密な、いきなり土日を一齐に開けるとするのは難しいので。緻密なトライアル、横文字なので、短い間でまずお試し用というような企画書を作って、かなりデータも調べて、作ってお出ししたんですよ。それがなぜか町にも届いていない。

非常に町の答弁と、私が実際、現場で観光協会の顧問をやって見聞きしている事実と乖離がある。これ一体どういうことですか。お答えいただければ幸いです。

○議長 荒木課長、答弁。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

仁淀川町の観光協会におきましては、発足当時から土日も含めて業務を行っていただいております。その中で、やはり若い女性職員が多いということもございまして、結婚、その後出産、育児とかいうことが職員さんの中で重なる中で、日々の業務の人数が確保しにくいということで、調べましたら、土日の問合せ等が少ないので、土日はそれが解消するまでは休みとさせてもらえんろうかということで、観光協会の役員さんのほうから申入れがございました。そういうことで、今までそれが続いております。

ですので、皆さんからいろんなご意見も頂いて、土日やっていないというふうなこともおっしゃっていただいているわけですが、私どもとしましては、以前の状態に戻していただきたいということをお願いしているというようなことでございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。片岡智準君。

○8番 先ほどの続きで質問させてもらいますが、もう既に立ち上げた、別枝でやられているということなんですけど、誰がやっているんですか。要は、それと、オリーブをやられるんか、そこら辺りの点をちょっと教えていただけますか。

何でこんなこと聞くかといいますと、このいわゆる企画総務費のまちづくり事業の財源は3億2,900万ほど、全て一般財源なんです。いろんなところから引っ張ってきた金を使うわけじゃなくて、一般財源として使っておりますので、ちょっと細かく聞かせていただきます。

○議長 荒木課長、答弁。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

この4,015万7,000円という部分でございますけれども、これは既に立ち上がっております別枝地区の集落活動センターの取組、集落活動センター秋葉の里別枝さんの取組ということになります。

主な内容としましては、取組に対する事務的補助というのがございますけれども、以前にもご説明させていただきましたグランピング施設を収入の柱にしたいという部分での取組に当たる部分としまして、それに当たる設計費用、それから工事費用、具体的には、宿泊棟1棟、茶場といわれる休憩スペース1棟を建築するに当たりまして、設計費用が500万5,000円、工事費といたしまして3,203万2,000円を含む形となっております。この件に関しましては、高知県の補助が2分の1入っております。

以上でございます。

○議長 ほかに。片岡智準君。

○8番 今の続きで聞かせていただきますが、結局、このグランピング施設について、この議会が始まる前の、日にちについては忘れまされたけども、社会福祉協議会がやられているんですか、結果。というのは、社会福祉協議会の会長さんから当時説明があつて、それでいろんな説明がございました。そして今度、精査のときには、これは何かオリーブを作るというような感じで話がされたように思ったんですけど、ちょっとそこら辺りのことはちょっと私も聞き間違いかも分かりませんので、その点についてご説明をお願いいたします。

○議長 荒木課長、答弁。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

社協といいますのは、社協の会長様が地区内にお住まいになっているということで、地域の活動にご参加されているということでございます。

それから、オリーブのお話につきましては、ここの集活センターの中でオリーブを進めるといのは今のところ私のほうでは聞いてございません。

○議長 答弁漏れらしいんで、荒木課長、よろしく申し上げます。荒木課長、答弁。

○荒木企画振興課長 会長は中越様、この前説明させていただいた方でございます。

○議長 大体一般会計3つの予定なんですが、岡田君、最後にもう1回だけ、もう1回だけ簡潔明瞭にお願いしますよ。

○6番 ありがとうございます。先ほどの続きですけども、私は極論を申し上げます。町長はただいま、今までの新聞の掲載、それぞれ見たときに、前回の議会だったら中学校は通りますよと。しかし、今、新人の議員が出てきたから、今の一貫校でやっていかなきゃならないという方向の転換をしたんだろうと。

そしてまた、私が聞いたのは、正式に聞いたのは3日です。議会が始まった日ですね。

ということです。しかし、ちまたの中では、町長は一貫校にするよという話を聞いておりました。

その中で、これ教育長の問題とも関わってきますけども、いろいろとそういう話を聞いてまいりましたけども、私は町長として、仁淀川町を引っ張る人として、こういうことだから変わったと、議会の構成が変わったから変わった、方向転換をしたんじゃないくて、前はこう思ったけども、こうすることが正しいだろうということで、明確に答弁してもらいたいなど。

昨日、新聞に出ましたけども、とにかく、今、議会の編成が変わったから変わったと、両輪のごとくいかないかと、こういうことでありましたけども、本来なら、町長が変わったら、市に対して、こういうことが変わったということのを堂々と、そして町民に分かりやすく、私はやるべきだろうと、このように思います。

そしてもう1点、私はゆうべ夢見ました。その夢は、夢物語ですけども、今、町長は小中一貫校にする、だから教育長は頼みたいというふうな行動をしているような夢を見ました。

私は、それぞれ議員さんが、これ関連ですけれども、教育長については、いい、悪い、それぞれの議員さんが判断することです。しかし、私もこの仁淀川町の町民の方々からそういうふうな話を受けています。

しかし、だから私は信念持って、町長からも電話を頂きました。あるいは、下久保副町長からも電話を頂きましたけども、あっても、変わらないという意味から、電話も出なかったわけでありましてけれども、やっぱり今回については、私が夢を見たように、ゆうべは取り消しよんじゃないかなというふうな夢見ました。

しかし、私は小中一貫校は初めから推進のほうにおりましたので、ぜひともこのことについては、提言どおり、変わることなく、将来に対して、小中一貫校について、開けた、すばらしい、モデルハウスのような一貫校にしてもらいたいという要望を申し上げまして、何かご意見がありましたら答弁をお願いしたいと思います。いかがでしょう。

○議長 片岡町長、もう答弁要らんで。下久保副町長、答弁。

○副町長 古田議員の最後の質問のときに企画課長が答弁したと思うんですけども、補足で答弁させていただきます。

観光協会の土日の営業については、私もぜひ必要だと考えております。それについては、前向きに検討を私も含めてしていきたいと思っておりますので、古田議員が作られた資料であっ

たりとか、いろんなことをちょっとご協力をいただいて、前に進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 以上で議案第15号の質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時33分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第15号について、執行部より答弁漏れを説明したいとの申出がありました。荒木課長。

○荒木企画振興課長 答弁漏れについてお答えをさせていただきます。

まず、下名野川地区の多目的広場のことについてお答えをさせていただきます。まず、1つ訂正をさせていただきたいです。私は先ほど答弁の際に、この工事が完了しているというふうに答弁したんですけど、私の勘違いで、実は3月23日までの工期で、ほぼほぼ仕上がっておるんですけど、まだ現在は正式には仕上がってございません。大変申し訳ございませんでした。

この件につきまして、工事費は66万円ということになっております。変更の予定はございません。この分につきましては、県の補助金が入ってございまして、2分の1、33万円が県、残りの33万円が町持ち出しという工事となっております。

それと、先ほど下名野川地区の地域集会所の関係で、舗装の面積を問われておりました。108平米となっております。

それから、森地区の大野直孝氏の家を購入する際の面積を問われてございました。128.23平米でございます。

以上でございます。

○9番 ちょっと機会をもらってありがとうございます。

しもなの郷の件について、工事費66万円とは別で、運営するに当たって、草刈り費用などランニングコストもかかると思います。その辺も踏まえて策定する根拠を示していただけたら、今回は特に僕的には金額が極端に低い高いという感覚ではないのですが、次からそういう根拠を示していただけたら、安心して採択できるのではないかと思います。

続きまして、大野直孝邸の話ですが、216万7,000円は、恐らく家屋調査士などの何らかの根拠があると思いますが、その説明をしていただきたいのと、プラン、その後の利活

用が決まってないと思うので、その後の、例えば解体して更地にして駐車場にするとかってなった場合、解体費用が発生すると思いますが、それは見込んでいるのかどうか。最後の質問でよろしくをお願いします。

○議長 荒木課長、答弁。

○荒木企画振興課長 まず、下名野川のことについては、また肝に銘じまして、また取り組んでまいりたいと思います。

それから、大野直孝邸についてですが、固定資産評価額の金額で今回予算計上させていただいておる次第です。それから、解体費用については、予算化はしてございません。今後、地域の方々に、使い道につきましてはご意見を頂く、ご相談をさせていただく場を設けたいと考えております。

以上でございます。

○議長 以上で藤原大君の質問を終わります。

続きまして、議案第16号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第16号の質疑を終結します。

議案第17号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第17号の質疑を終結します。

議案第18号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第18号の質疑を終結します。

議案第19号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第19号の質疑を終結します。

議案第20号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第20号の質疑を終結します。

議案第21号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第21号の質疑を終結します。

議案第22号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第22号の質疑を終結します。

議案第23号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。古田智子君。

○4番 ありがとうございます。このもみじ荘に関わる事務を廃止するという事なんですけど、廃止した後、もみじ荘と、及びその駐車場の建物ですとか土地はどなたがどのように管理される、あるいは、利活用の方向性等について現時点で決まっていることがあれば教えてください。

以上です。

○議長 大石総務課長、答弁。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

今回の議案につきましては、組合規約変更ということで、共同処理の事務の一部を廃止するというような内容でございます。その後、今度は財産処分についての議案が上がってきます。これは広域議会でもありますし、構成町でも、どこの財産になるのかという議案が出なければ、ちょっと次の段階へは移れませんので、今後、組合議会のほうで協議していただくような形になろうかと思っております。それがまとも次第、今後の対応は検討するよう形になります。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。古田智子君。

○4番 総務課長、答弁ありがとうございます。理解いたしました。

補足なんですけど、もみじ荘は私のお家の真向かいなので、いつももみじ荘の前を通るんですけども、ずっと放置されていて、閉め切りで、カーテンとかがかびてきてますので、空気入れ替えたりですとか、あまり長く放置しますと使うに使いなくなってしまうというところがとても気になっておりますので、今後、財産処分ですとか、いろいろ決定事項あると思うんですが、ある程度その後の利活用なども視野に入れた上でのご検討をされることを期待しております。

ありがとうございました。以上です。

○議長 議案第23号、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第23号の質疑を終結します。

議案第24号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第24号の質疑を終結します。

議案第25号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第25号の質疑を終結します。

議案第26号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第26号の質疑を終結します。

追加議案第27号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。岡田良成君。

○6番 町長にお尋ねをいたします。先日、今、課長のほうから説明しましたが、このスタッドハウスの坪単価、そしてまた、私たち議会は常任委員会であのときの設計図を見て、道が各戸の家の前までつけると。そしてまた、5棟で1億5,000万円だというふうな話を聞いてまいりました。

今提出をされておるのは、今、内容について、4棟に1棟削減されまして、道は家の前までなくなる、そういうようなことの結果の減算であろうと思いますけども、私は今非常に、今、執行部の方々に申し訳ないけども、不信感を持っております。

そういう中で、今回この設計されたのはどこの事務所なのか。1回目ですね。2回目変更されたのはどこの事務所なのか。そしてまた、今までのいきさつ、今これプロポーザル、随意契約と書いていますけども、随意契約に至った内容までお聞かせを願いたい。

それともう1つは、今、町長が諸般の報告でタイに訪問された。大使館の要請もあつて行ったと、こういうふうに理解しておりますけれども、職員とタイに訪問されたほかに、うちの事業と、うちの仁淀川町の関連した誰かが同行したのか、そこまでの内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 工事費や坪単価については、詳細なことは担当課長のほうから説明をさせていただきます。

私のほうからは、担当のほうから聞いておるのは、当初の見積り、5棟だったんですが、全員協議会でもお伝えしたんですが、建築物価の高騰や、あと急傾斜地にかかるところで、切り盛りが発生して、県との協議が必要であります。そのために期間を要する可能性があ

るので、今、さすがに5棟から4棟の分は物価高の高騰によりできないというふうなことで、また、担当のほうから詳細に聞いたところ、建物まではかなり近くまで車が行けるといふような話も聞きましたので、ある一定の成果は達成されるのではないかなというふうに思っています。

また、タイの話です。タイのほうの話は、日本大使館のレセプションのほうで、仁淀川町のお茶と板材を使ったスタッドハウスがプロモーションできるということで、チュラロンコン大学の藤堂先生が中に入っていて、建築家の方です。昨年8月にもその先生が仁淀川町の取組は非常に素晴らしいというふうなことで、私どもの取組を推していただいて、実際にその先生が現地の方と調整していただいて、大使館のレセプションでの招くような段取りになりました。

非常にレセプションでは、都道府県では幾つかの都道府県は出ているんですが、市町村レベルでは出てないそうです。仁淀川町の取組は非常に際立っておりまして、私も驚いたんですが、仁淀川町の池川部分で、北浦橋から空撮で撮っている写真がありまして、そこは土居川の美しい流れや、439の整備された道、あと、並行するように池川の方々の建物というふうな写真を掲載しておりました。そしたら、非常にタイではこういうふうな山間部であれば水がきれいな部分は道路が凸凹で整備されてないと。日本の国土が満遍なく素晴らしい環境が整っているというので、そういうふうなことで、今後の仁淀川町のお茶や木材の振興につながったなというふうなことを思いました。

また、現地では、私も同行というか、現地で初めて和建设さんの社長さんとお会いしました。事前にそのことを知ったのは1か月ぐらい前でした。和建设さんはスタッドハウスを仁淀川町の池川木材さんと一緒に取り組んでおりまして、スタッドハウスをバンコクで、タイで展開していきたいというふうな思いがありましたので、その企業さんとちょうどお会いして、今後のスタッドハウスのバンコク、タイでの、どういうふうに取り組んでいこうかというふうな貴重なご意見も頂いたところです。

私からの説明は以上でございます。

○議長 奥田農林課長、答弁。

○奥田農林課長 先ほどの質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、プロポーザルに関してですけれども、プロポーザルは全国に公募型の入札方式でございます。ですので、プロポーザルに関しましては、幅広い提案を求めているところでございます。町内が進める原木流通のサプライチェーンマネジメントを鑑みていただいて、

新しい仁淀川町の川下に向ける商品の開発も踏まえた住宅、今後どういうふうな展開をしていくのかというようなところも踏まえて、提案していただいているところでございます。

次に、単価についてですけれども、単価につきましては、単身者向けを3棟計画しておりますけれども、それにつきましては、坪単価約156万3,000円です。それと、世帯用が1棟ございますけれども、それに関しましては162万1,000円という形になっております。あとは町長のほうが答えていただいていると思います。

以上でございます。

○議長 岡田良成君。

○6番 課長、これは今回は産業建設常任委員会で詳しい話は申し上げました。地元の産業を育成しませんかという。それから、家の前までは道が要ります。そして5棟建てます。1億5,000万以内であります。その中では、今のスタッドハウスは非常に高い。仁淀川町の風土に合わんじゃないかと。言うたらワンルームですよ。中何もないです。そういうようなことで随分苦言をさせていただきました。

今、坪単価にしても、私も今、日本建築がどれだけかかるだろうということで、いろいろ調べてまいりましたけれども、156万円。中何もないです。我々行っても、そのときの議員の中からも、こういう建物はいかん、あるいは、地域の住民からも、こういう建物はいかんということを知ってまいりました。

今、このハウスについては、藤崎議員から言われましたけれども、ボーリングして、調査をしようかと。安全ながということを確認しながら、5棟建てるということで提案をされました。

今、図面を見れば、駐車場はあるけれども、4棟に減った。道は家の前まで行かない。今、仁淀川町の現状を考えても、道路から10mまでの道を、生活道をつけてくれと、こういう要望が多いと思います。そしてまた、今現在、仁淀川町を見ても、道路から家の前までほとんど道が行く整備をされました。これから建てようとする建物が道がない。

私は先ほど申し上げましたけれども、これ、どこが設計したのか。1回目の設計、変更者、設計、そして今、プロポーザルをした、あるいは、話を聞くと、5棟ではこの金額でやらない。道もつけられない。ですから、辞退したというふうな話じゃないかなと思うんですよ。最後にはプロポーザルをした。

今、3回目しかありませんので、私の思いを申し上げましたけれども、設計会社は和建设。重いですよ。間違っているかも分かりませんが、そしてまた、随契で和建设を

やった。そしてまた、今、うちのこの事業に取り組むについては、大原木材、和建设、東京の設計会社、流れが一緒なんですよ。流れですね。

実際に随意契約やったということですが、裏から言えば、これ今、日本建築で坪単価は156万もしませんということ、それから、今、事業展開においては、板材を売らないかん。池川木材がおられる。和建设が販売する。今、入札の中身を聞いたら、とても難しい金額、単価の高い金額でやれないということで、5棟を4棟にした。その間には入札に参加したかったけども、これでは合わないということで辞退された。そして、1社だけの和建设、うちのつながりのある会社、そこが随契で取る。流れが非常におかしい。

そしてまた、今、町長はタイに。

○議長 岡田君、何を言いたいんかさっぱり分かりませんが、単刀直入に言うてくれませんか。

○6番 けど、皆さんに分かるように。

○議長 いやいや、全然分らん。分らんようになっております。

○6番 話をしよる。だから、分らんことない、話をしよるから。流れをせないかん。極論を言うと分らんから流れを話しよる。

だから、町長ね、普通の流れというものは、町長もタイに行かれた、池川木材も行かれた。随契でやられた。あるいは、公募しても入札に参加ができないような状況にあるんじゃないかというふうな不安を持っております。

だから、これからについて、町長、明確に、明瞭に、町民に分かるような、指摘をされんようなことをしてもらいたい。私は今、不信感でいっぱいです。これは私個人の思いですよ。

そういうことで、課長、もう1回、プロポーザル、随契に至った経過ということの説明をお願いしたいと思います。

○議長 奥田農林課長、答弁。

○奥田農林課長 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

あくまでも随契ではなくてプロポーザルでございます。プロポーザルというのは、提案型でございます。ですので、確かに1回目、うちが計画させていただきましたことでは、提案のほうが辞退されてしまいまして、不調に終わっております。ですので、うちとしては、2回目のプロポーザルを出させていただいております。その中で提案いただいた内容を審査委員会の中で審査させていただきまして、今回の皆様への、議会への提案という形

になってございます。

あくまでも農林課として取り組む住宅という観点から考えていただきますと、今、山から木が出てくる体制というのは大分整ってまいりました。その中で、やはり新しい川下に向けた商品というものを町を挙げて取り組んでいく必要があるというふうに思っ、何年か前からいろんな取組をさせていただいている中の1つであるというふうなご理解をいただきたいというふうに思います。

あとは、よろしかったでしょうか。以上でございます。

○議長 大石総務課長、答弁。

○大石総務課長 少し補足をさせていただきます。

これは随意契約に該当します。地方自治法施行令の167条の2第1項第2号に、これにつきましては、競争入札に付することが性質、目的上ふさわしくないというものです。と申しますのは、事業の設計とか提案、それから施工の金額、あと監理までを全てトータル的に考えて、金額だけではない、通常、競争入札であれば、入札書を入札箱に入れて金額だけで比較しますが、そうではないものでございますので、ご理解いただきたいと申します。

以上です。

○議長 岡田君。

○6番 今、分かりやすく、説明が分からんかも分かりませんが、先ほどの坪単価にして高い。それから、今、地元の産業を育成せないかん。木材売らないかん。この理由は分かります。当然のことです。

そういうようなことで、そしたら、これ去年から始まっている事業なんですけども、今このスタッドハウスがどれだけ、もう1年かかりますけども、どれだけの販売数があったのか。それから、今、産業育成というのは当然のことです。しかし、やり方、プロポーザルでやったけど、参加者がなかった。最後には随契でやったと。随意契約、やったらいかんということじゃないですよ。しかし、やり方がおかしいということで、私はこういうことに対して、非常に手法的な流れから言うと、おかしいなど。

そしてもう1回、今、設計会社については抜けておりましたけども、1回目はどこがやったのか。2回目はどこがやったのか。うちの関連する事業がやったのか。ご説明を願いたい。

そしてまた、今言う坪単価にしても、今の日本建築から百六十何万って高いか安い、課長の判断ができれば、課長自身の判断から、言いにくいかも分かりませんが、通常相

場から高い、私は、地元の企業を育成するために、地元の企業にやったらどうかというのを提案しましたけども、地元の企業ではできないような工期の問題等があるやに聞いていますけども、3回目ですから、これで終わりますけれども、率直な、町民目線から見たときの思いを、坪単価にしても高いか安いかな。中は何もありません。ワンルームです。そういうものが見たときに、実際それは相場なのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 奥田農林課長、答弁。

○奥田農林課長 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

坪単価に関して高いか低いかという判断でございますけども、ここに関しましては、決して安くはないというふうには思っております。ただし、今、物価高の中で、地元の大工さん等ともいろいろな話を聞きますけれども、昔ながらの単価では当然建たないという現状にはなっているということは自分の中でも承認しているところでございますけども、また、それプラス、やはり今回の提案の中には、板材活用型の住宅のキット化を進めていくという提案を頂いております。キット化をして販売していくということは、建築方法にもさらなる簡素化を求めていくような工法もいろいろ協議しながら建築していくという部分も含まれているというふうに判断しているところでございます。

ですので、今回決して安くないというところはあるかもしれませんが、今回、これからの販売のことを考えていくと、必要なものだというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

設計内容につきましては、あくまでもプロポーザルですので、うちのほうでいろいろなところを協議させていただいて、1億5,000万という金額を出させていただいたというところでございます。それに関しましては、農林課といろんなところの課内で協議しているところではございます。

以上です。

実績は、まだ、スタッドハウスに関しましてはまだございません。

以上です。

そうですね、ないです。別への販売はございません。

○議長 ほかに。片岡町長、答弁。

○町長 岡田議員さんが勘違いされていると思われますので、タイ・バンコクのほうには、池川木材工業さんとは私は一緒に同行はしておりませんので。

○議長 ほかに質疑はありませんか。大石邦廣君。

○2番 ありがとうございます。ちょっと従来からあった計画なんで、私もあまり詳細、立ち上がりのときからのお話ちょっと分からないんで、確認させていただきたいんですけども、数年前からこの土地は塩漬けになっていたという、やっとな有効利用ができるかなという計画が進んでいるなという感覚だったんですけども、この5世帯、もしくは、今回4世帯なんですけども、どのような設定というか、入居者はどのような設定をされているのか。ぱっと見て、聞いた話では、高齢者とかが入居が優先的にとかということ聞いたんですけども、イラストで見る限り、ワンルームで、中に急峻な階段があったりとか、もちろんバリアフリーにはなっていると思うんですけども、高齢者がなかなか使いづらい。それと、敷地のアプローチにしても、本来でしたら、高齢者とかを考えた場合、玄関まで車で乗りつけられて、また、大きめのひさしがあって、出入りするにもぬれないとか、そういう配慮があってもよろしいんじゃないかと思うんですけども、このイラストを見た時点では、駐車場から距離もあって、大分歩かないかん。多分、全面フラットじゃないと思うんですけども、歩行する部分もちょっと段差があったりとか、傾斜があったりするんじゃないかなと思うんですけども、そもそも当初の入居者、どのような方が利用される、入居されるという想定の下にこの計画を立てられたのかをちょっとお聞きしたいです。よろしくをお願いします。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 当初、これは議員の皆様にお諮りしたときに、上流部分の高齢者の方が住み替えや、あと、町営住宅の上のほうに住まれている方が、こちらのほうに住み替えをしていただきたいということで募集をかける。理由は、町営住宅も3DKの間取りで広うございますので、単身者や2人世帯はなかなかお掃除も大変な状況になったり、階段の上がり下がりも大変な状況ということと、あと、このスタッドハウスの一番いいところは断熱効果が高いところです。仁淀川町、冬は大変冷えます。高齢者にとってはヒートショックとか、非常にリスクもありますので、こういうふうなスタッドハウスに、建物に入っただいで、快適に生活をしていただきたいと思ひまして、この計画を進めたところでございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで追加議案第27号の質疑を終結します。

同意第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。藤原大君。

○9番 教育長の任命についてなんですが、和田さんの経歴については、大変すばらしい

ものを資料として頂いておりますが、当町の先立っての過疎計画の変更について、小中一貫校ということをご述べられております。前任の黒川前教育長が退任の際の挨拶において、学校再編を町を挙げ進めてまいりましたが、実現には至りませんでした。保護者全世帯のうち83.6%の方々から要望書も頂き、大変の無念を申し上げられておりました。

今回の町長の進路変更は、黒川教育長の目指したものと相違ないのではないかと思います。和田先生は大変すばらしい方やとは思いますが、いま一度、一度黒川教育長にお声がけをするのが筋ではないかと僕は思います。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 まず、恐らくどうして和田先生を選んだのかというふうな理由が大事だと思いますので、お聞きいただければと思います。和田氏とのご縁は約5年ほど前からでございます。以前よりソフトボールの指導をはじめ、教育現場において高い評価を受けられておる先生であることは承知しておりましたが、実際にお会いする中で、常に穏やかで誠実なお人柄に触れ、教職員や地域の皆さんとの信頼関係を何よりも大切にされる方であると感じてまいりました。子供たちの成長を第一に考える姿勢、校長として積み重ねてこられた豊富な実績、組織をまとめる運営能力、さらには教員の人事権を持つ高知県教育委員会との強固な連携などが期待でき、総合的に判断した結果、本町の教育を託すふさわしい方であると確信したためです。

また、教育長をお願いするに当たって、南国市と高知県教育委員会に私が出向き、和田校長を仁淀川町の教育長に迎えたいというお話をさせていただいたときも、教育長としてふさわしい人物であるというお話も頂いて、私も選んで間違いがなかったなと思った次第です。これからの仁淀川町の地域や子供たちのためには必要な人物でございますので、どうか適切なご決定をお願い申し上げます。

なお、教育長、黒川さんについては、私からのことについては、差し控えさせていただきます。

○議長 休憩します。

午後 0時10分 休憩

午後 0時11分 再開

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 先ほど言いましたように、私の気持ちの中では、黒川教育長はありませんでした。

○議長 ほかに質疑はありませんか。古田智子君。

○4番 ありがとうございます。今、藤原議員がご質問されたことに関連することで1点、先ほど黒川教育長が退任されるときの非常に無念であるというお言葉が紹介されたんですが、黒川教育長が退任のタイミングに至るまで、地域の保護者の方々と検討に検討を重ね、それで方向性を住民とご一緒に編み上げていったというふうに私は理解しております。

そこで、今回、小中一貫校が実現の方向にかじを切ったということなんですが、恐らく多くの保護者さんが懸念されているのが、今まで小中一貫校を実現したいという保護者さんの方々のご意向を積み上げてきた、そのご意見というのが、一貫校が実現しつつも、それがリセットされてしまうんじゃないかと、教育長が違うことによって、替わることによってリセットされてしまうのでは、自分たちの今までの意見が反映されないのではというご懸念があるのではないかと推察しています。

そこでご質問なんですが、今回、和田さんという方が、今回、教育長人事で上がっておられますけれども、今までの保護者さんの方々と前教育長が検討してきた方向性、そこに踏襲した形で、住民の意向を酌んで小中一貫校の実現を進めてくれる方なのかどうか、そこについてお尋ねいたします。

以上です。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 和田氏は梶原学園という小中一貫校でも設立時に教頭もされておりましたし、また、教員として、吾川中学校を皮切りに、吾川、池川と6年いらっしやって、ソフトボールでは高知県大会優勝など、ソフトボール部に関しては非常に仁淀川町内では輝かしい成績も上げられております。

一方、教育者としても、南国市の北陵中学校で6年間勤められておまして、何よりも地域との対話を重視したい、また、私の思う小中一貫校、日本でも視察があるようなすばらしい学校に、退職まで2年を残されていますが、ぜひ仁淀川町で住民の皆様と一緒に新しい学校、小中一貫校をつくっていききたいという気持ちも私は確認できております。

非常に住民さんとの対話を大事にされる方です。私は、その和田氏を仁淀川町の教育を託すにはふさわしい方と思います。また、保護者の方と一緒に汗をかき、小中一貫校設立に向け、邁進、全力を掲げていただける方と信じております。

以上でございます。

○議長 古田君。

○4番 町長、ありがとうございます。申し訳ありません。私の質問の仕方が悪かったで

す。今まで小中一貫校を実現を求めてきた住民の方と前黒川教育長の方向性が踏襲されるのかされないのかということです。お答えをお願いします。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 気持ち踏襲ですか。

○4番 失礼しました。もう一度説明させていただいてよろしいですか。つまり、小中一貫校を望む保護者さんの方々と、あと黒川教育長が今までいろいろ検討してきた方向性というのがあったかと思えます。それが一旦途絶えたんですが、今回、小中一貫校の実現ということで、また進むことになったので、今までの検討した保護者さんの考え方ですとか、黒川次長が目指していた方向性と、方向性がリセットをされてしまわないように、要は、今回の新しい人事の和田さんという方は、今までの経緯を尊重して、その路線を踏襲してくださる方なんですかという、分かりにくいですか。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 今までの踏襲していただきます。

○4番 ありがとうございます。以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 ちょっと町長にお伺いしますけども、今言われる和田さんをお雇いになるときに、かなり前に、教育事務所ですか、県の、それと南国のほうへ行ってお話をされたということでございますけども、そのときは、かなり以前だと思うんですけども、南国の市長からかなり強い口調で叱責を受けたというお話も聞いております。この時期に何を言いよんかというようなことだと思います。

それで、和田さんをお雇いに行ったときには、中学校1校、小学校2校でお願いするというお話で行ったはずです。それが最近になって、小中一貫校にするということで、和田先生は納得して、お話もして、引き受けてくれるんですか。そういう和田さんが、そんなに簡単にころころ変わる人間ということは、私たちも何か信用できないような気がするんですが、その辺をお伺いします。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 和田先生は最初から私の方針に従うというようなことをおっしゃっておいりました。私が小中一貫校にするというふうなことで、町長の意思に従ってというふうなことは言っていたと思います。

また、南国市を訪問したときは、私と南国市長と、あと竹内教育長でした。どういうふ

うな情報がつながったか分かりませんが、叱責されてはいないです。本当に今の時期、例えば12月末とか、そういう時期は待ってもらいたいというふうなお話は頂いたところですが、それから、やはり12月末じゃなくて3月末までというふうな話にはなって、決して叱責は受けておりません。

○議長 大野弘君。

○5番 今のお話からいくと、当初から一貫校というようなお話に聞こえたんですが、そういう感じではないでしょう。最初の中1、小2でお雇いしたと思うんですが、今になって、小中一貫校になると。そんなに簡単に変われるものですかという質問です。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 変わったのは私でございます。私の方針についてくるというふうなことをおっしゃっていただいています。最初から。最初からです。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 以上で同意第2号の質疑を終結します。

同意第3号について、ただいま議場におられます片岡町民課長からの退席の申出がありましたので、これを許可いたします。

暫時休憩します。

午後 0時21分 休憩

午後 0時21分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第3号の質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、片岡町民課長の議場への復帰を認めます。

暫時休憩します。

午後 0時22分 休憩

午後 0時22分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。1時半に再開いたします。

午後 0時22分 休憩

午後 1時28分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、これより討論・採決を行います。

議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第3号、仁淀川町犯罪被害者等支援条例については原案どおり可決されました。

議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第4号、ニッポン高度紙工業OTOMEGAMIの森整備基金条例については原案どおり可決されました。

議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第5号、仁淀川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については原案どおり可決されました。

議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第6号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第7号、仁淀川町集落活動センター山村自然楽校しもなの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第8号、仁淀川町国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例については原案どおり可決されました。

議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第9号、仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバスの指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第10号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算(第8号)については原案どおり可決されました。

議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第11号、令和7年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については原案どおり可決されました。

議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第12号、令和7年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算(第3号)については原案どおり可決されました。

議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第13号、令和7年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第3号）については原案どおり可決されました。

議案第14号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第14号、令和7年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

議案第15号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数であります。よって、議案第15号、令和8年度仁淀川町一般会計予算については原案どおり可決されました。

議案第16号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第16号、令和8年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算については原案どおり可決されました。

議案第17号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第17号、令和8年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計予算については原案どおり可決されました。

議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第18号、令和8年度仁淀川町介護保険特別会計予算については原案どおり可決されました。

議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第19号、令和8年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算については原案どおり可決されました。

議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第20号、令和8年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算については原案どおり可決されました。

議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第21号、令和8年度仁淀川町簡易水道事業会計予算については原案どおり可決されました。

議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第22号、令和8年度仁淀川町農業集落排水事業会計予算については原案どおり可決されました。

議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第23号、高吾北広域町村事務組合の共同処理する事務の変更については原案どおり可決されました。

議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第24号、令和7年度防災安全交付金事業町道岩丸線（岩丸橋）橋梁耐震補強工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

議案第25号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第25号、仁淀川町過疎地域持続的発展計画の策定については原案どおり可決されました。

議案第26号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第26号、町道の認定については原案どおり可決されました。

追加議案第27号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数であります。よって、追加議案第27号、令和7年度（繰越）竹ノ谷地区板材活用型住宅等整備工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

同意第2号について、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めま

す。

賛成多数であります。よって、同意第2号、教育長の任命については原案どおり同意されました。

同意第3号について、ただいま議場におられる片岡町民課長から退席の申出がありましたので、これを許可いたします。

暫時休憩します。

午後 1時42分 休憩

午後 1時42分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第3号については、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、同意第3号、固定資産評価委員の選任については原案どおり同意されました。

採決が終わりましたので、片岡課長の議場への復帰を認めます。

暫時休憩します。

午後 1時44分 休憩

午後 1時44分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で討論及び採決を終了いたします。

日程第3、発議第1号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の採択についてを議題といたします。

お手元に発議書がございます。

発議第1号については、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第1号は説明等を省略し、直ちに採決に入ることに決定いたしました。

お諮りします。本案を原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

可決されました意見書は、関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

発議第2号、弁護士等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡充とオンライン接見の早期の法制化を求める意見書の採択についてを議題といたします。

お手元に発議書がございます。

発議第2号については、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第2号は説明等を省略し、直ちに採決に入ることと決定いたしました。

お諮りします。本案を原案のとおり決定、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

可決されました意見書は、関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元の配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については、議長に委任することに決定いたしました。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 1時48分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本会期の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。これで令和8年第2回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。どうも皆様、ご苦労さまでございました。

午後 1時48分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員